

第1条 約款の適用

株式会社ジェイコム東京（以下「当社」といいます）は、JCNインターネット加入契約約款（八王子・日野局）

（以下「約款」といいます）第4条（インターネット接続サービスの種類等）に定める放送サービスの一つとして、約款に付するこの特約により、デジタルパック用インターネット接続サービス（以下「本サービス」といいます）を提供します。

- 2 当社は、約款及び本特約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の約款及び特約によります。
- 3 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第2条 加入契約の単位

加入契約は、加入世帯ごと又は事業所ごとに行います。

第3条 本サービスの提供条件

本サービスの利用に当たって、約款及び本特約を承諾し、当社の指定する方法により所要事項を当社に通知するものとします。所要事項は正確に事実を通知するものとし、理由の如何にかかわらず虚偽の通知をしてはならないものとします。

2 本サービスは、デジタルパック用放送コースに関する特約に定めるデジタルパック（テレビ）（以下「デジタルパック（テレビ）」）といいますが、及びJ：COM PHONE プラスサービス契約約款に定め提供するJ：COM PHONE プラスサービス又はKDDI株式会社がケーブルプラス電話サービス契約約款に定め提供するケーブルプラス電話（以下「電話サービス」という。）の契約者で次に定める条件を満たす場合に本サービスを提供するものとします。

- （1） 本サービスの契約者とデジタルパック（テレビ）及び電話サービスで定める契約者の契約者名義が同一である。
- （2） 本サービスの契約者とデジタルパック（テレビ）及び電話サービスで利用する施設が同一である。
- （3） 本サービスの料金の支払いとデジタルパック（テレビ）電話サービスで定める契約の支払いが同一である。

第4条 申込の承諾

当社は、本契約の申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次に該当する場合には、申込を承諾しないことができるものとします。
 - （1） 当社のサービスの提供が施設設置面での技術的な理由等により困難な場合。
 - （2） 加入申込者が自己に課せられた債務の履行を怠ったことがあるなどこの特約上要請される債務の履行を怠るれがあると認められる場合。
 - （3） 加入申込者が当社に通知した所要事項に虚偽、不備（名義、捺印、識別のための番号及び符号情報等の相違・記入漏れ等をいいます。）がある場合。
 - （4） 加入申込者が当社の放送する番組の著作権その他を侵害する恐れがあると認められる場合。
 - （5） 加入申込者が未成年者、成年被後見人で、それぞれ法定代理人、後見人の同意が得られない場合。
 - （6） 料金等のお支払い方法について、当社が定める方法に従っていただけない場合。
 - （7） 加入申込者が約款及びこの特約に違反する恐れがあると認められる場合。
 - （8） その他、当社の業務に著しい支障がある場合。
 - （9） 約款、この特約及び別に定める規定等に、特段の定めがある場合。
- 3 当社は、本人性及び年齢の確認のため身分証の提示を求める場合があります。
- 4 加入申込者は、工事を要する申込又は請求をし、その承諾を受けたときは、工事費の支払いを要します。

第5条（削除）

第6条 解約

契約者は加入契約を解除しようとする場合、解約を希望する日の10日以上前に文書により当社にその旨を申し出るものとします。

- 2 契約者は解約の場合、第10条（料金表）に定める利用料を含む全ての料金（解約月の月額利用料も含む）を当該解約の日の属する月の翌月末までに精算するものとします。
- 3 解約の場合、当社はサービスの提供を停止し、機器等を撤去し、契約者は撤去費用実費を負担します。ただし、撤去に伴い契約者が所有若しくは占有する敷地、家屋、構築物等の回復を要する場合には、契約者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。
- 4 契約者は、加入契約を解約した場合、加入契約の解約に伴う別に定める工事費をお支払いいただきます。

第7条 解除

当社は、契約者において利用料又は各種料金の支払いを遅延した場合、支払及び怠る恐れがある場合、又は約款及びこの特約に違反する行為があったと認められる場合及びその恐れがある場合は、契約者に催告した上で加入契約を解除することができるものとします。なお、解除の場合は第8条（解約）の規定に準じて取扱います。

- 2 前項の場合において、当社の業務の遂行上著しい支障がある場合には、催告をしないで直ちに停止し、その加入契約を解除することがあります。
- 3 当社は、当社又は契約者の責めに帰すべからざる事由により、サービス提供に係る当社施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難でサービスを提供できなくなる場合、加入契約を解除することがあります。この場合には、当社は、その事を事前に契約者に通知するものとします。
- 4 契約者が、第3条（本サービスの提供条件）第3項の規定を満たさない場合、若しくは別記1に定める品目以外へ変更した場合には、本サービスを解除するものとします。
- 5 契約者の起因による事由により、本サービスの加入契約締結した日から起算し2ヶ月以内に本サービスの提供が出来ない場合には、本サービスを解除するものとします。

第8条 一時停止及び再開

当社は、本サービスについて、約款第13条（インターネット接続サービスの利用の一時停止及び再開）に規定する一時停止又は再開を適用しません。

第9条 インターネット接続サービスの種類等の変更

契約者は、当社が提供する、別記1に定めるJCNインターネットの種類、品目等への変更を申し込むことができます。

- 2 別記1に定めるJCNインターネットの品目への変更を行う場合には、約款第11条（インターネット接続サービスの種類等の変更）の規定に準じて取り扱います。
- 3 変更の申込を当社が承諾し、工事を行った場合、契約者は、別に定める工事費を支払っていただきます。
- 4 当社は、契約者の支払い遅延等契約者に事情がある場合には、変更を承諾しない場合があります。

第10条 料金表

当社が提供する本サービスの料金は、料金表に定めるところによります。

- 2 契約者は、サービスの提供を受け始めた日の翌日から料金表に定める基本番組利用料を当社に支払うものとします。

第11条 一時金

契約者は、第10条に定める料金表に従い、工事費、遅延手数料手続きに関する料金を当社に支払うものとします。

- 2 加入契約解約後の再加入契約の場合でも、前項の規定に準じて取扱います。

第12条 その他事項

この特約に記載のない事項は、特段の記載がない限り約款の定めに従います。

別記 1

サービス	品目
J C Nインターネット	デジタルパックスピードスター 1 6 0
	デジタルパックプレミアム
	デジタルパックスタANDARD

料金表

1. 利用料

デジタルパック用インターネット接続サービスには、次表の品目及び提供形態による区分があります。

本サービスは、当社が認める場合を除き、平成26年7月31日をもって、新規、変更、追加の申込み受付を終了するものとします。

品目	内容	単位	料金額（月額）
デジタルパックスピードスター 160	下り速度上限を 160Mbps、上り速度 上限を10Mbps とするサービス	1の契約者 回線毎に	4,680円（税込5,148円） 端末接続装置使用料（1台分）を含む
デジタルパックプレミアム	下り速度上限を 30Mbps、上り速度 上限を2Mbpsとす るサービス	1の契約者 回線毎に	4,180円（税込4,598円） 端末接続装置使用料（1台分）を含む
デジタルパックスタANDARD	下り速度上限を 15Mbps、上り速度 上限を1Mbpsとす るサービス	1の契約者 回線毎に	3,180円（税込3,498円） 端末接続装置使用料（1台分）を含む

2. 付加機能

デジタルパック用インターネット接続サービスの付加機能使用料については、約款 料金表に定めに準じます

3. 解除料

解除料	
解除料の算定	デジタルパック用放送コースに関する特約に定める解除料を適用します。

4. 手続きに関する料金等

区分	単位	手数料額
新規加入手数料	1の手続き毎に	2,000円（税込2,200円）
サービス変更手数料	1の手続き毎に	別に算定する実費相当額
その他の手続きに関する手数料	1の手続き毎に	別に算定する実費相当額
延滞手数料	1の契約者回線毎に	600円（税込660円）
支払い証明書発行手数料及びコンビニエンスストア払込票発行手数料	1の手続き毎に	190円（税込209円）

5. 工事に関する費用

5-1. 本サービスの利用開始に関する工事の場合

区分	単位	料金額（一時金）
引込・宅内工事費	1の引込線毎に	実費 ※注1、※注2
その他の工事	1の工事毎に	実費 ※注2
故障点検・補償費	1の回数毎に	実費 ※注2

5-2. 本サービスの解約時に関する工事の場合

区分	単位	手数料の額（一時金）
引込線撤去工事費	1の引込線毎に	実費 ※注2
機器及び宅内撤去工事費	1の作業回数毎に	実費 ※注2

注1. タップオフから保安器までの引込線工事が必要な場合に適用します。

注2. 実費は、工事費並びに使用する機器の代金も含め、当社が別途見積もりいたします。

附則

この特約は、平成22年9月1日より施行します。

附則

この改正規定は、平成23年12月1日から実施します。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成24年8月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった料金額その他債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成24年10月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった料金額その他債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成25年8月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった料金額その他債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 本特約料金表に定める利用料等及び附則に記した利用料等の支払いに要する消費税相当額（附則に記した消費税相当額は、改正日における税率で表記するものとします）については、平成26年3月31日までは税率5%を加算した額とし、平成26年4月1日からは税率8%を加算した額にて計算するものとします。なお、実際のご請求金額と、本特約料金表及び附則に規定する税込の料金額と合計の料金額が異なる場合があります。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった利用料その他債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成26年5月19日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった利用料その他債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成26年6月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった利用料その他債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成26年7月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった利用料その他債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成26年8月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった利用料その他債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成31年4月1日から実施します。

附則

（実施時期）

この改正規定は、2019年9月1日から実施します。

附則

（実施時期）

この改正規定は、2019年10月1日から実施します。

（経過措置）

この改正実施の際に、消費税を伴う場合の税込額（地方消費税を含む）は、本約款に定めるとおりとします。この改正実施前にかかる料金については、なお従前のとおりとします。

（実施時期）

この改正規定は、2025年7月1日から実施します。